

地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書

平成 16 年度における国の予算編成は、三位一体改革の名のもとに、地方交付税等の地方一般財源の大幅な削減が行われた。これは国の財政健全化方策に特化されたものと受け取らざるを得ず、地方公共団体の行財政運営の実情を踏まえたものとなっていないことは、まことに遺憾である。

特に、国庫補助負担金の廃止に伴う本格的な税源移譲が先送りされ、命綱である地方一般財源の削減のみが突出した対策は、本市の行財政運営に打撃を与え、市民生活及び地域経済に多大な影響を及ぼしている。

去る 6 月 4 日には「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」が閣議決定されたが、住民が安全で安心して暮らせる行財政運営が実施できる改革の実現が極めて重要である。

よって、政府におかれては、三位一体改革が地方分権の理念に基づいた真の地方分権改革となるよう、下記の事項について強く要望する。

記

1. 地方交付税制度については、財政保障及び財源調整の両機能を堅持し、地方の実情等を十分に踏まえ、その所用総額を確保すること。

特に、地方交付税総額は、平成 15 年度以前の水準以上を確保すること。

2. 税源移譲については、平成 17 年度において基幹税による 3 兆円規模の税源移譲を先行決定し、実施すること。

3. 国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿った廃止、縮減を行うとともに、地域の実態を踏まえ、単なる地方公共団体への負担転嫁は絶対に行わないこと。

4. 三位一体改革に当たっては、全体像と工程表を早急に示し、地方公共団体の意向を十分尊重し、行財政運営に支障が生ずることのないよう対処すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 16 年 7 月 7 日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農
林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、経済財政政策担当大臣